

令和8年度小樽市競争入札参加資格審査申請要領（設計等（道路除雪等業務）） （随時申請）

第1 競争入札参加資格について

1 資格の種類

設計等（道路除雪等業務）

2 資格の要件

（1）基本的資格要件

次の①～⑥までのいずれかに該当する者は、資格の種類に関係なく、競争入札の参加資格審査申請をすることができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（ただし、特別な理由がある場合を除く。）
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者
- ④ 次のア～キのいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。（ただし、その事実があった後、審査基準日において既に3年を経過した者については、この限りではない。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ 前記ア～カの規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑤ 小樽市税に滞納がある者
- ⑥ 消費税及び地方消費税に滞納がある者

(2) 申請受付期間と資格要件

随時申請の受付期間	
第1回	令和8年4月1日 ～ 令和8年4月30日 まで
第2回	令和8年5月1日 ～ 令和8年5月29日 まで
第3回	令和8年6月1日 ～ 令和8年6月30日 まで
第4回	令和8年7月1日 ～ 令和8年7月31日 まで
第5回	令和8年8月3日 ～ 令和8年8月31日 まで
第6回	令和8年9月1日 ～ 令和8年9月30日 まで
第7回	令和8年10月1日 ～ 令和8年10月30日 まで
第8回	令和8年11月2日 ～ 令和8年11月30日 まで

審査基準日において、引き続き5年以上その事業を営んでおり、かつ次の要件を全て満たしていること。

- ① 除雪機械を保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること
地域総合除雪に必要な除雪機械（※1）のうち、いずれかを1台以上保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること
※1）地域総合除雪に必要な除雪機械とは、モーターグレーダ（ブレード巾 3.7m以上）、タイヤショベル（プラウ・バケット標準山積容量 1.2 m³以上）、小型ロータリ（搭乗式 40～130 p s）、大型ロータリ（搭乗式 200 p s 級以上）、ブルドーザ（16 t）、バックホウ（ホイール型 0.2～0.45 m³又はクローラ型 0.6 m³級以上）、砂散布装置付トラック（専用車含む。ホッパ容量 1.5 m³以上、トラックは 4 t 以上）のこと
- ② 除雪業務を履行する能力があること
次の全ての事項を満たしていることが必要
 - ・審査基準日から過去5年間、毎年、除排雪業務の実績があること
 - ・資本金の額が300万円以上であること
 - ・除雪機械を運転するために必要な免許を所持し、5年以上の除排雪業務の運転実績があり、次の要件を全て満たす者が1人以上いること
 - a 5年以内に「除雪機械技術講習会」（一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部主催の講習会）を修了していること
 - b 「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」規程に基づく講習の受講が必要な除雪機械を運転する者は同講習を修了していること
 - ・2級以上の建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士のうちいずれかの資格を取得している者が1人以上いること

3 資格の有効期間

審査基準日		追加受付の資格有効期間			
第1回	令和8年4月1日	令和8年6月1日	～	令和9年3月31日	まで
第2回	令和8年5月1日	令和8年7月1日	～	令和9年3月31日	まで
第3回	令和8年6月1日	令和8年8月1日	～	令和9年3月31日	まで
第4回	令和8年7月1日	令和8年9月1日	～	令和9年3月31日	まで
第5回	令和8年8月1日	令和8年10月1日	～	令和9年3月31日	まで
第6回	令和8年9月1日	令和8年11月1日	～	令和9年3月31日	まで
第7回	令和8年10月1日	令和8年12月1日	～	令和9年3月31日	まで
第8回	令和8年11月1日	令和9年1月1日	～	令和9年3月31日	まで

第2 資格審査の申請時期、方法等

- 1 対象業種 設計等（道路除雪等業務）
- 2 申請の方法 書留郵便（一般、簡易問わず）による郵送又は持参により提出
- 3 申請先 〒047-8660
小樽市花園2丁目12番1号
小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ
- 4 申請書類 小樽市ホームページからダウンロード

※小樽市独自様式となります。

北海道市町村入札参加資格共同審査システムの市町村統一様式による申請書類の提出はできません。

- 5 提出書類及び記入注意事項等
別表「設計等（道路除雪等業務）申請提出書類一覧」を参照の上、作成し提出願います。
- 6 変更届について
申請内容に変更があったときは、速やかに「競争入札参加資格申請内容変更届」を提出してください。
- 7 合併、会社分割及び事業譲渡の届出について
合併、会社分割及び事業譲渡が行われた場合は、速やかに「競争入札参加資格者合併等届」を提出してください。
- 8 協同組合等の取扱い
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）について、入札参加資格審査のうち、次のことについて取扱いが異なります。

・ 資格要件

当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、資格要件のうち、営業年数にかかる資格要件は適用されません。

- (1) 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合のうち、企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資

格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

第3 その他

1 競争入札参加資格者名簿について

資格審査の結果は、市のホームページへの掲載又は契約管財課窓口での閲覧により公表します。
(登録者のみを掲載した名簿形式)

2 問合せ先

小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 市役所別館5階

電話 (0134)32-4111 工事・設計等担当 内線237

Fax (0134)23-0675

E-mail : keiyaku@city.otaru.lg.jp

小樽市ホームページ <https://www.city.otaru.lg.jp>